

重要品種の育成及びその種苗の生産の振興に関する法律 (気候変動等対応品種法) について

説明資料

令和8年10月
農林水産省

目次

背景・法律全体

新品種の育成・普及の加速化をめぐる動き	2
農業をめぐる情勢の変化	3
農業をめぐる情勢の変化への対応に向けた新品種の育成・普及の推進	5
気候変動等対応品種法の概要	6
重要品種について	7

重要品種育成事業

重要品種育成事業と取組のイメージ	8
認定を受けた重要品種育成事業計画に対する支援措置	9
重要品種育成事業計画のスキーム	10

重要品種種苗生産事業活動

都道府県基本計画・重要品種種苗生産事業活動計画と取組のイメージ	11
認定を受けた重要品種種苗生産事業活動計画に対する支援措置	12
都道府県基本計画のスキーム	13
都道府県基本計画の策定に向けた情報の提供	15
重要品種種苗生産事業活動計画のスキーム	16

基本方針

基本方針（案）の概要	17
重要品種育成事業及び重要品種種苗生産事業活動の促進に関する目標	18
重要品種育成事業及び重要品種種苗生産事業活動の促進に関するその他重要事項	19

その他

今後のスケジュール	20
主なQ&A	21

新品種の育成・普及の加速化をめぐる動き（政府決定）

食料・農業・農村基本法 （令和6年6月改正）

（先端的な技術等を活用した生産性の向上）

第三十条 国は、農業の生産性の向上に資するため、情報通信技術その他の先端的な技術を活用した生産、加工又は流通の方式の導入の促進、**省力化又は多収化等に資する新品種の育成及び導入の促進**その他必要な施策を講ずるものとする。

食料・農業・農村基本計画 （令和7年4月11日閣議決定）

2 食料自給力の確保

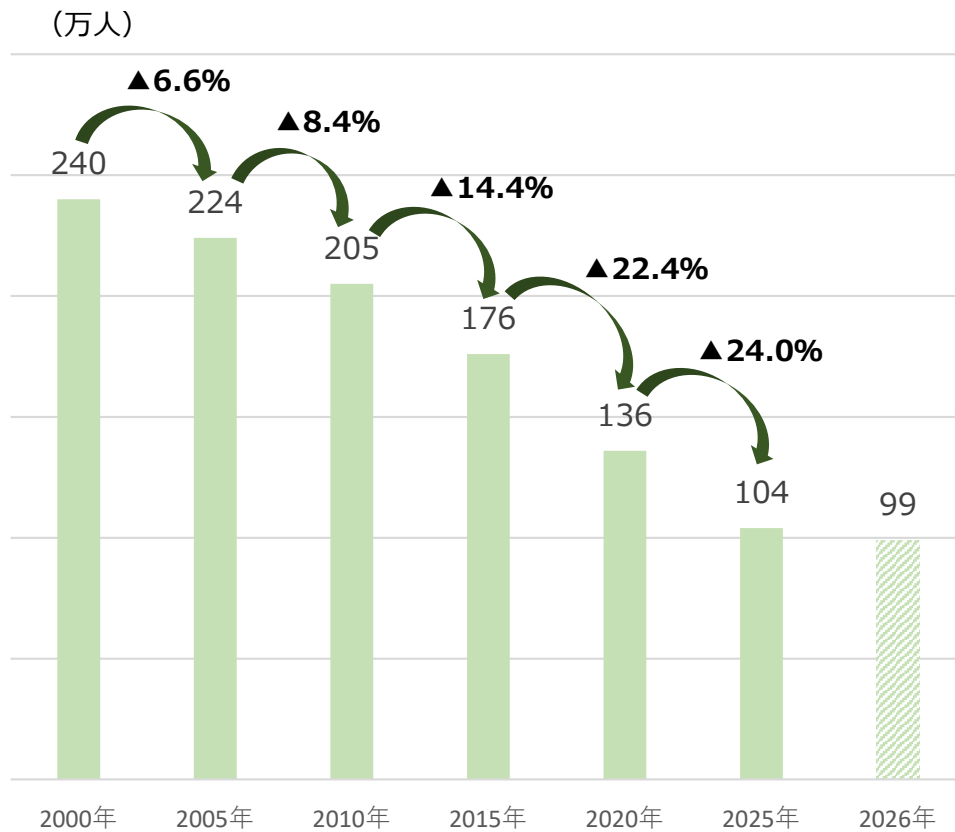
（4）生産性向上に向けた取組

品種や基盤技術の開発等に向けた総合的な方針の下、農研機構はもとより、都道府県試験場、大学、民間の研究機関等が一体となって、多収性、スマート農業技術適性、高温耐性、病害虫抵抗性のほか、環境負荷低減への対応や輸出促進等の社会課題の解決に資する革新的新品種の開発を推進する。その際、開発段階から**産学官連携を強化し、政策ニーズに対応しつつ実需者や生産者のニーズに応じた優良な品種の開発と普及を迅速化**する。また、品種開発の迅速化・効率化に向けた基盤技術として、AI やゲノム情報等のビッグデータ等を活用した育種技術の開発を進める。

農業をめぐる情勢の変化 ①

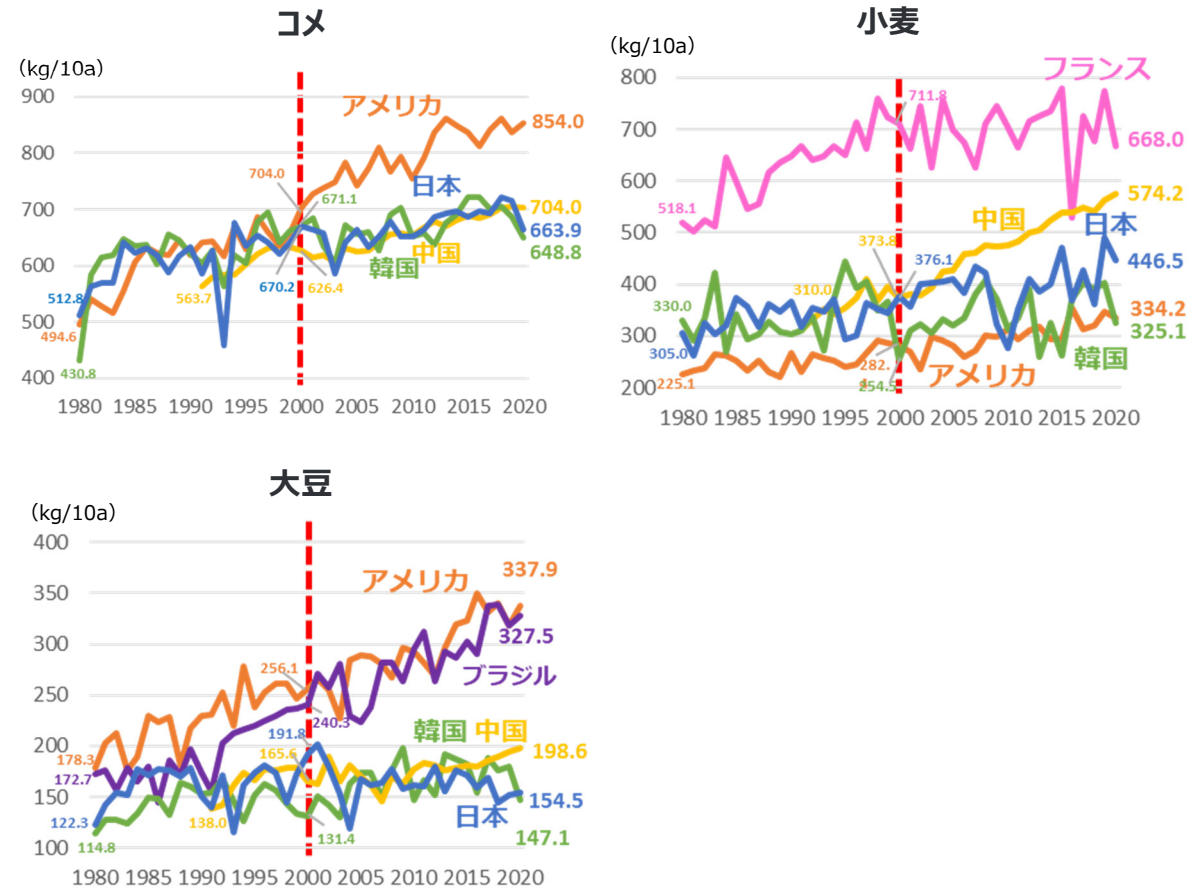
- 基幹的農業従事者は、2000年の240万人から2026年には99万人に減少している。今後も大幅に減少することが見込まれる。
- 農作物の単収については、諸外国に比して高いとはいえない状況。食料の安定供給の確保のためには、各品目において、生産性の向上が必要。

基幹的農業従事者数の推移



資料：農林水産省「農林業センサス」、2026年は農林水産省「令和8年農業構造動態調査」
注：基幹的農業従事者とは、15歳以上の世帯員のうち、ふだん仕事として主に自営農業に従事している者（雇用者は含まない）。
2010年までは販売農家の数値であり、2015年以降は個人経営体の数値。

諸外国との単収の比較



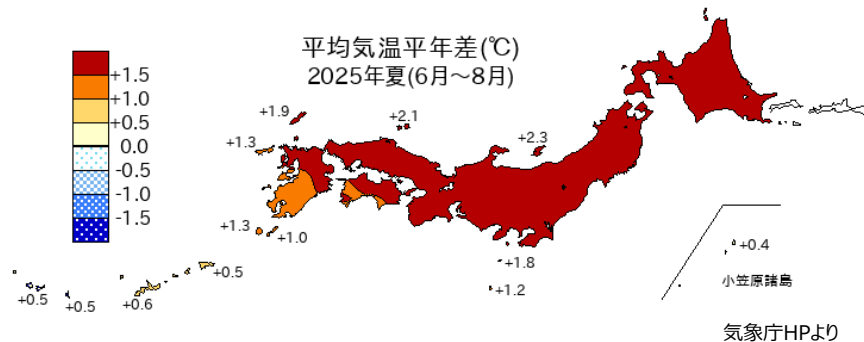
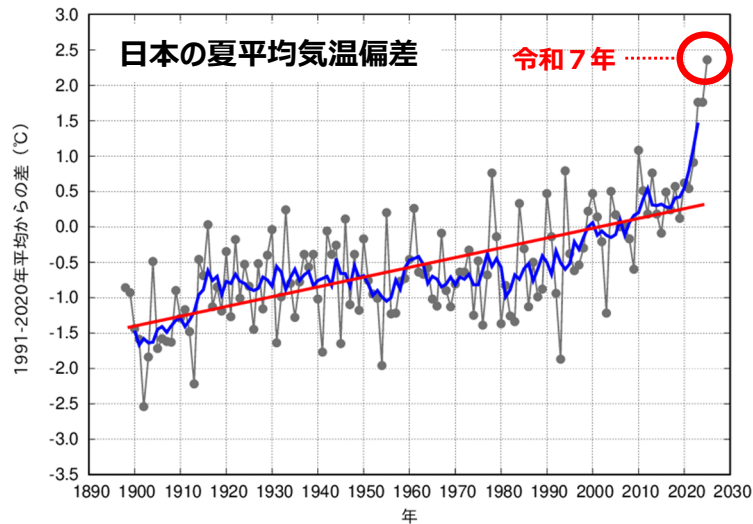
資料：FAOSTATより農林水産省にて作成

農業をめぐる情勢の変化 ②

- 日本の年平均気温は、100年あたり1.40℃の割合で年々上昇。令和7年夏の平均気温は、観測史上過去最高。
- 気候変動の影響による農作物の品質や収量の低下が全国的に生じている中、気候変動に対応した新品種の育成・普及を加速する必要。

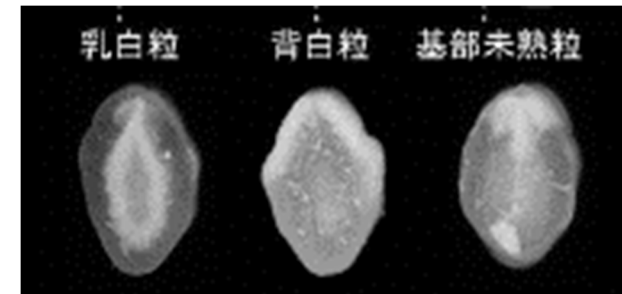
深刻化する地球温暖化

令和7年夏の日本全体の平均気温偏差は+2.36℃で、統計開始以降、過去最高の高温となった。



農業分野への気候変動の影響

想定を上回る気温の上昇により、生育障害や、多雨による湿害、病害虫による被害が発生し、品質や収量が低下。



水稻

高温による白未熟粒（米の白濁化）の発生により、等級が低下



ぶどう

高温による着色不良の発生（左）



みかん

高温、多雨による浮皮の発生（左）

農業をめぐる情勢の変化への対応に向けた新品種の育成・普及の推進

- 農業者の減少や気候変動など、農業を取り巻く全国的な喫緊の課題の解決に向け、多収性や高温耐性等の**重要な形質を有し、広域での課題解決に資する新品種**の育成・普及を加速する必要。
- 現時点では、**新品種の育成には最低でも10年程度**（果樹では約30年）、更に、**農業者に種苗が供給されるまで3年以上**の期間が必要。**品種育成から農業者への普及に必要な種苗生産までを一貫して、体制強化が必要。**

農業を取り巻く課題解決に資する品種

水稻「にじのきらめき」

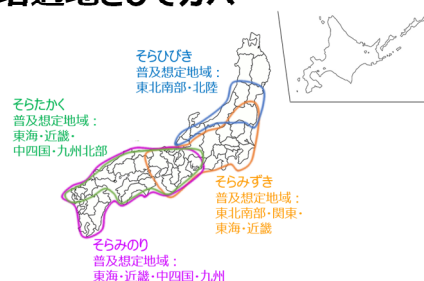
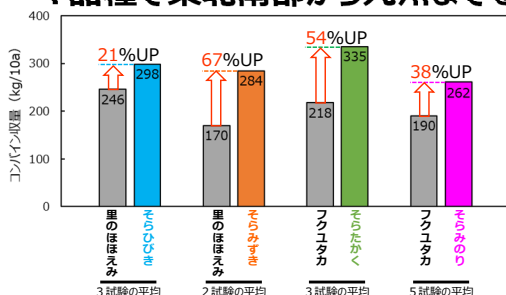
- ・ 高温耐性と耐倒伏性に優れ、既存の普及品種より15～30%多収
- ・ **東南北部、関東以西の広範囲で普及**



にじのきらめき コシヒカリ

大豆「そらシリーズ」

- ・ 既存品種より21～67%多収
- ・ **4品種で東南北部から九州までを栽培適地としてカバー**



りんご「紅つるぎ」

- ・ 壁状の樹形に仕立てやすく、作業動線が単純化。スマート農機による機械作業が容易となる。
- ・ **全国のりんご産地で普及予定**



**広範囲で活用できる品種の普及により
迅速に農業を取り巻く課題へ対応**

新品種の育成から種苗供給までの流れ

品種育成

(要する期間)
10年以上

有望系統の選抜 (約6年～)

大量の交配組合せ後、数世代かけて固定・増殖した数千個以上の母集団から、目的とする形質を備えた数百系統まで選抜。

種苗生産

(要する期間)
3年～

生産力評価 (約4年～)

研究ほ場等で実規模栽培し、評価・選抜を繰り返し行い、育種目標を達成した1系統を選抜。

多段階増殖 (約3年～)

1つの種苗から1作で採種できる量に限りがある※ことから、複数年をかけて、種苗を増殖。

※種苗生産における増殖率

水稻 : 約100倍/年
小麦 : 約50倍/年
ばれいしょ : 約10倍/年

農業者

一般種子を購入し、
食用農産物を生産

**品種育成から種苗生産までを一貫した対応により、
新品種の普及を加速化**

気候変動等対応品種法※の概要

※重要品種の育成及びその種苗の生産の振興に関する法律

- 農業者の減少や気候変動に対応した多収性や高温耐性等の**重要な形質を有し、広域で利用可能な品種（重要品種）**を産官学の連携により育成するとともに、その**種苗の生産を振興し、迅速に生産現場に普及**していくことが重要。
- このため、新たな法制度において、**国の主導の下、重要品種の育成と種苗生産を振興する計画制度**を創設。

国の基本方針（国が重要品種の育成・普及の旗振り役）

- ・ 育成・普及すべき重要品種（高温耐性・耐病性・多収性等）の考え方
- ・ 品種育成・種苗生産の基本的な方向性（ゲノム解析等の先端技術・実需者評価の活用、広域への普及）
- ・ 育成した重要品種に関する知的財産の保護
- ・ 重要品種の育成及びその種苗の生産に係る人材の育成・確保、国際的な連携の確保 等

重要品種の育成の振興

↑ 申請 ↓ 認定

重要品種育成事業計画

（農研機構、都道府県、民間企業等が単独又は共同で作成）

- ・ 育成する新品種の性質
- ・ 栽培予定地域
- ・ 目標普及面積
- ・ 実需者評価を導入する取組
- ・ 品種登録出願の時期 等

情報提供※

※育成された新品種の情報を国が都道府県に提供

重要品種の種苗生産の振興

↑ 協議 ↓ 同意

都道府県基本計画 （都道府県が作成）

- ・ 育成された重要品種の生産、普及方針
- ・ 種苗生産の実施区域 等

↑ 申請 ↓ 認定

重要品種種苗生産事業活動計画 （種苗生産者が単独又は共同で作成）

- ・ 生産量
- ・ 生産区域の規模、区域内の農地の集団化 等
- ※種苗生産者は、栽培管理協定を任意で作成

- ・ 種苗生産者等による
 - ① 農地の集団化を目指す地域計画の協議の場合への参加の申出が可
 - ② 栽培管理協定の効力は継承者にも継続
 - ③ 計画内の農用地区域外の農地の編入要請を可能とし、その際の編入手続を簡素化 等

・ 農研機構の研究施設・設備の供用等が可 等

・ 品種登録出願の義務化
・ 品種登録出願料等の減免

制度的な対応とあわせて、予算措置により、重要品種の育成・普及を支援

重要品種について

※基本方針（案）を基に作成
施行までに変更の可能性があります

- 重要品種は、①省力化や多収化等に資する形質に係る特性を有し、②二以上の都道府県への供給を制限せず広域に普及可能であり、③品種登録を受けたものとする。

「農業をめぐる情勢の変化に対応する形質に係る特性」について

＜基本方針第1の2(1)＞

次の①から④までのうち1以上の形質に係る特性を保持しているもの。

- ① 播種、栽培管理、収穫等における機械作業適性、直播適性、単為結果性等の**省力化**に資する形質に係る特性
- ② 単収の増加又は高位安定化、加工における歩留まりの向上等の**多収化**に資する形質に係る特性
- ③ 高温耐性、病虫害抵抗性等の**気候変動等**に起因する植物の生育への**影響を緩和**する形質に係る特性
- ④ その他農業をめぐる情勢の変化に対応する形質に係る特性

【形質に係る特性のイメージ】

- 省力化に資する特性**
機械収穫しやすい形状



一般的な品種 機械収穫対応品種

- 多収化に資する特性**
大粒化等による単収増加



- 気候変動等による生育への影響緩和に資する特性**
トマトの高温による裂果耐性 かんきつの浮皮耐性



「広域に普及することが可能なもの」について

＜基本方針第1の2(2)＞

当該品種の種苗が、その実情を踏まえた上で、**育成者権や商標権等の許諾、販売に係る契約、種苗の秘匿その他の手段により、**

- ① **二以上の都道府県の区域への供給** 又は
- ② **二以上の都道府県の区域におけるその種苗を用いることにより得られる収穫物の生産等**

が制限されるものでなく、広域に普及することが可能なものであること。

【広域への普及のイメージ】

- 全国を対象**
利用許諾の制限はせず、
全国で栽培可能



- 地域ブロックを対象**
(例)気候の適性の面から、九州各県で普及を目指す

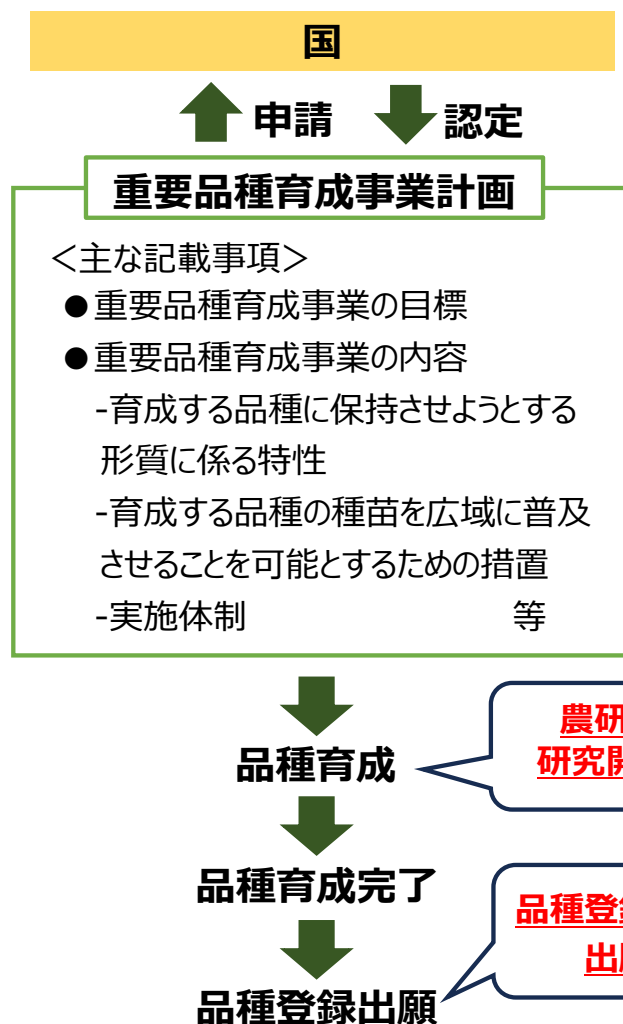


重要品種育成事業と取組のイメージ

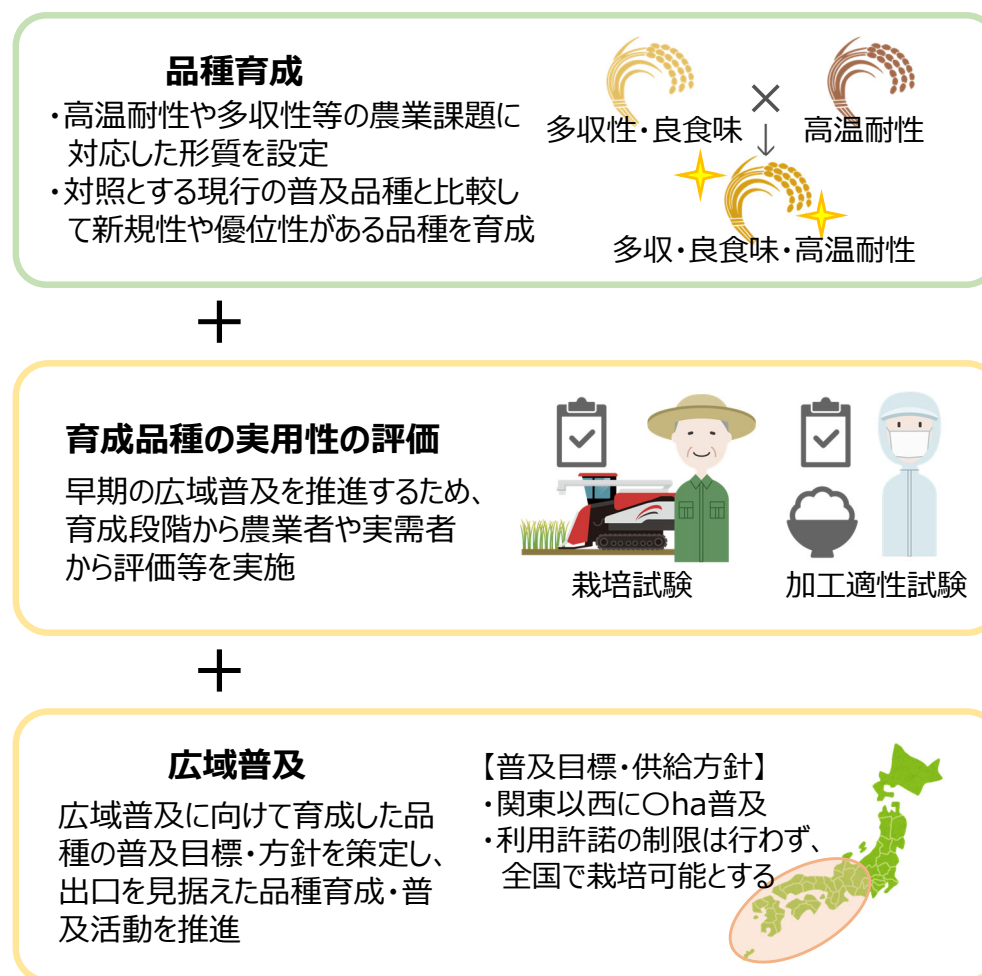
【法第2条第4項関係】

- 品種育成機関が、省力化や多収化等の農業をめぐる情勢の変化に対応した特性を有する品種の育成と、広域に普及させるための取組等を記載した計画を策定。
- 農研機構が有する研究開発設備を活用しつつ、育成段階から農業者や実需者と連携した品種の実用性評価等に取り組むことで、品種育成の効率化と加速化を実現。

重要品種育成事業の概要



重要品種育成事業計画における取組イメージ



認定を受けた重要品種育成事業計画に対する支援措置

- 農研機構の研究開発設備の供用や品種登録の出願料・登録料の減免や航空法の特例等を措置し、計画認定者を支援

農研機構の研究開発設備の供用等

育成事業計画の認定を受けた取組に係る特別の措置として、農研機構の業務に支障がない範囲内で農研機構が保有する研究開発設備の供用や専門家派遣業務を行えることとし、農研機構を中心とした産官学連携を強化。

農研機構の保有する設備の例（供用の対象設備は今後検討）

人工気象室



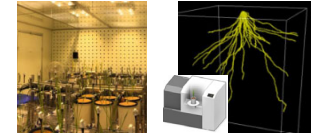
・様々な環境条件を再現・実現し、
高温耐性の検定等が可能

DNAマーカー選抜機器



・DNAマーカー選抜に使用する機器

栽培室・計測室



・ポット毎の土壌環境の制御や、X線CTを用いた地下部の非破壊計測が可能

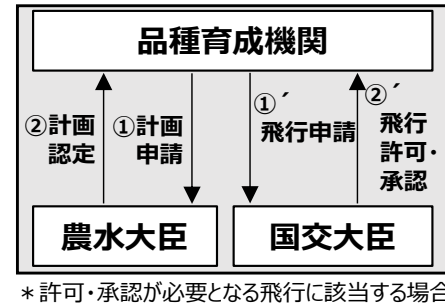
無人航空機の飛行許可・承認手続きのワンストップ化（航空法の特例）

計画の認定を受けた品種育成機関が、無人航空機（農業用ドローン等）による農薬散布や作物の生育状況のセンシング等を行う場合、航空法の許可又は承認があったものとみなす。

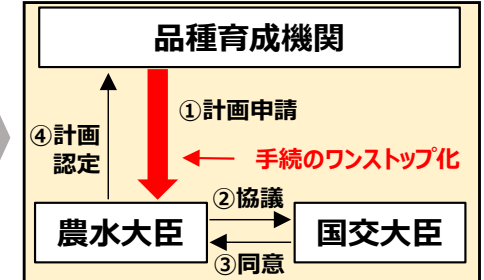
品種育成におけるドローンの活用



（手続一元化前）



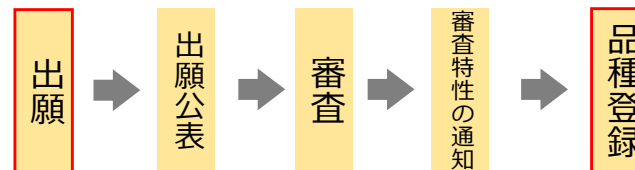
本法での措置（手続一元化後）



出願料・登録料の減免（種苗法の特例）

認定育成事業により育成された品種について、品種登録を行う場合の出願料・登録料（1～6年目）について減免することができる。（減免の内容は政令で措置）

【品種登録手続きのスキームと特例】



- 出願料：＜通常＞ 14,000円
➡＜特例＞ 免除
- 登録料：＜通常＞ 4,500円
➡＜特例＞ 1,125円（3/4を減額）

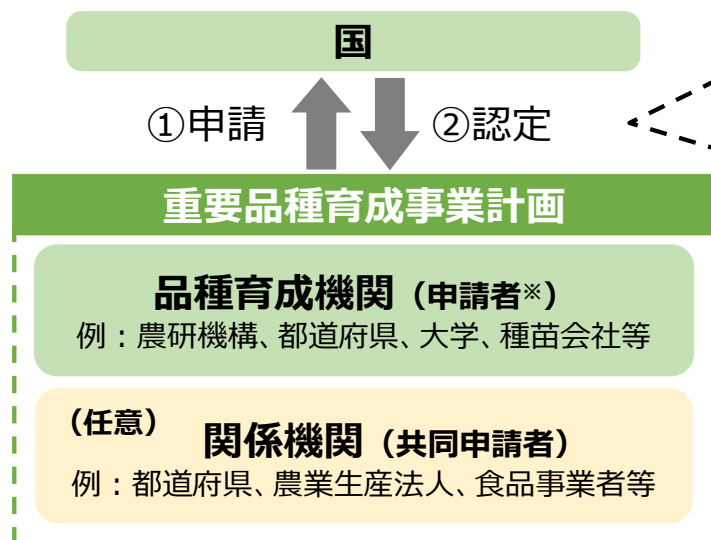
品種登録審査における優先審査

認定育成事業により育成された品種について、品種登録出願中の優先審査（早い順番で処理）を受けられるよう措置（種苗法の政令で措置）

重要品種育成事業計画のスキーム

※基本方針（案）を基に作成
施行までに変更の可能性があります

（１）計画申請



認定要件の概要（法律第6条第4項）

- 1 基本方針（第2）に適合するものであること。
 - 2 重要品種育成事業が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。
 - 3 重要品種育成事業により育成をする品種の形質に係る特性の全部又は一部によって日本国内又は外国において公然知られた他の品種と明確に区別されることが見込まれるものであること。
 - 4 申請者が重要品種育成事業を適確に遂行するに足る技術的能力その他の能力を有するものであること。
- 〔計画の審査にあたっては、申請者の国籍や経歴、品種育成の実績、資本の構成比率、財務状況等に照らして確認を行う等、様々な角度から丁寧に確認を行う方向。〕

※申請者が使用者等に該当する場合の事項

育成をする品種が職務育成品種に該当する場合は、使用者等が品種登録出願することを定めている契約、勤務規則その他の定めを示すこと。

【計画の主な記載事項】

①重要品種育成事業の目標

育成をする品種について、普及させようとする地域及び面積に関する目標を設定。（置換えが可能な現行品種の普及地域・面積等から推定して記載）

②育成をする品種に保持させようとする形質に係る特性

基本方針第1の2(1)に定める形質に係る特性を含み、特性の全部又は一部が他の品種と明確に区別されることが見込まれることを要件とする。

③育成をする品種の種苗を広域に普及させることを可能とするための措置

- ・ 育成をする品種を広域に普及させるための、品種の地域適応性に関する評価又は品種の利用に関わる農業者や実需者からの実用性に関する評価等
- ・ 育成する品種の種苗を広域に普及するための方針

④品種の育成から品種登録出願までの行程及び実施期間

実施期間は育成をする品種の品種登録出願を行うまでとし、5年間を目途に設定。ただし、品種育成の難度に照らして相当な期間を要すると認められる場合には、5年を超える期間でも設定可能。

⑤重要品種育成事業の実施体制

- ・ 品種育成機関や、育成をする品種の実用性等に関する評価等の取組を行う農業者、実需者等が共同して申請可能。
- ・ 重要品種育成事業の実施に係る拠点を本邦に有していることを要件とする。

（２）品種育成の報告

①品種育成後、認定重要品種育成事業者は国に品種育成の報告を提出。

②国は、重要品種育成事業計画で設定された形質に係る特性や広域性、本法に基づく区別性を確認し、結果を認定重要品種育成事業者へ通知。

③通知後、認定重要品種育成事業者は遅滞なく品種登録出願を行う。

都道府県基本計画・重要品種種苗生産事業活動計画と取組のイメージ

【法第12条、第16条関係】

- 都道府県が、地域の状況に応じて、**重要品種の種苗生産区域**や**広域への種苗の普及の方針**等を盛り込んだ都道府県基本計画を策定。
- 種苗生産者が、基本計画に基づき、効率的な種苗生産に向け、**農地の集団化、ゾーニング等、地域内での栽培管理方法の調整**に取り組むことで、**迅速な重要品種の普及、持続的な種苗生産環境を実現**。

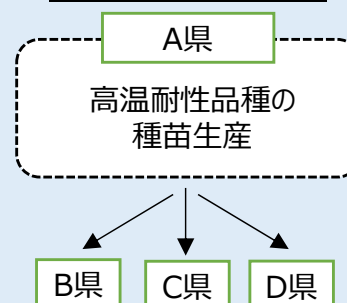
都道府県基本計画

＜主な記載事項＞

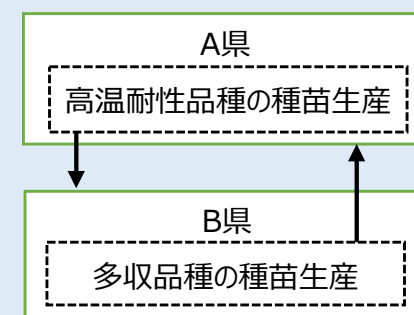
- 種苗の効率的な生産の振興に関する目標
- 重要品種の名称、実施区域、実施区域で種苗の生産の振興を図る重要品種の名称
- 重要品種種苗生産事業活動により生産された種苗を広域に普及させるための措置

＜基本計画：種苗の広域の普及に向けた取組のイメージ＞

複数県への種苗供給



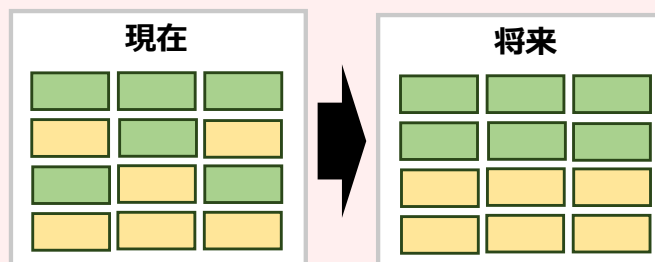
県間連携による種苗供給



＜生産事業活動計画：種苗生産の効率化に向けた取組のイメージ＞

農地の集団化

■：種子生産ほ場 ■：一般生産ほ場



効率的な栽培管理の方法

種苗生産者・周囲の一般生産者

- ・適切な病害虫防除
- ・病害が発生した場合の罹患株の抜き取り
- ・交雑防止のための緩衝地帯の設置

**種苗生産の集団化を
地域計画に位置付け推進**

**栽培管理協定を締結し、
市町村の認可を受けることで
その効力が農地の継承者に継続**

認定を受けた重要品種種苗生産事業活動計画に対する支援措置

- 地域計画の協議の場への参加、協定の承継効、農地法の特例を措置し、計画認定者を支援

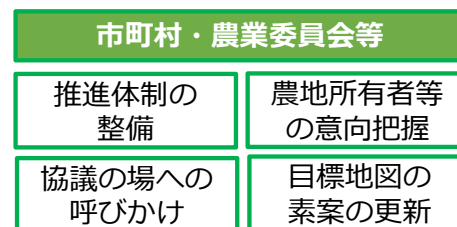
地域計画の協議の場への参加

計画の認定を受けた種苗生産者は、**地域計画の協議の場への参加の申出をすることができ、申出を受けた市町村は応じなければならない。**（正当な理由がある場合を除く。）



農地の集約化による生産性向上

○地域計画の継続的な見直しの流れ



農業者、農地所有者、その他の関係者

参加

協議の場の開催

課題を共有
変更内容の協議

地域計画の変更

栽培管理協定に係る特例

種苗生産時の品種の交雑防止等に向け、計画の**認定を受けた種苗生産者**やその他の農業者の間で、**病害虫防除等への協力や栽培品種の選定等に関する協定を作成して市町村の認可を受けることで、農地の継承者にも協定の効力が継続する。**（協定の承継効）

協定の認可後、**農振農用地区域外農地（白地）を、農振農用地区域内農地（青地）に編入要請した場合は、農振法上の公告・縦覧に係る手続きを簡素化。**（農振法の特例）

栽培管理協定のイメージ

<協定に定める事項>

- 協定の対象となる農用地の区域（協定区域）
- 栽培の管理に関する事項
- 協定の有効期間（～5年）
- 協定に違反した場合の措置

栽培の管理に関する事項のイメージ

- 適切な病害虫防除の実施
- 病害が発生した場合の措置（病害に罹患した株の抜き取り）
- 交雑防止のための協力 等



異茎株の抜き取り作業

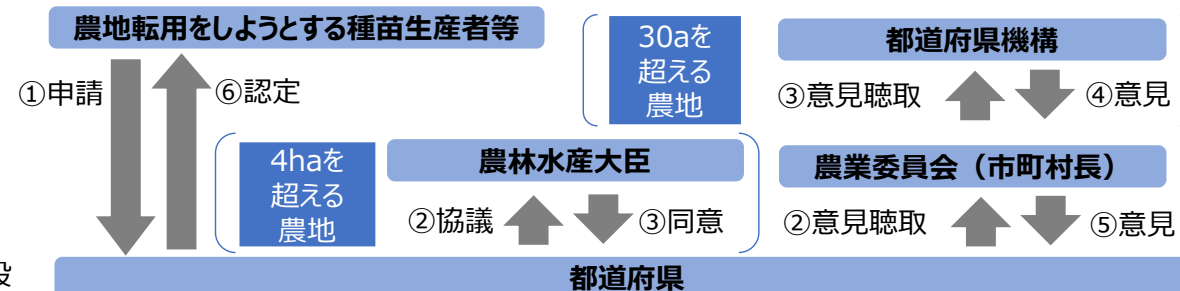
農地転用許可手続きのワンストップ化（農地法の特例）

計画認定を受けた種苗生産者や種苗生産を委託する者が**重要品種種苗生産計画の一環として、乾燥調製施設等の施設を導入することを目的として農地を農地以外に転用する場合、農地法に基づく許可があったものとみなす。**

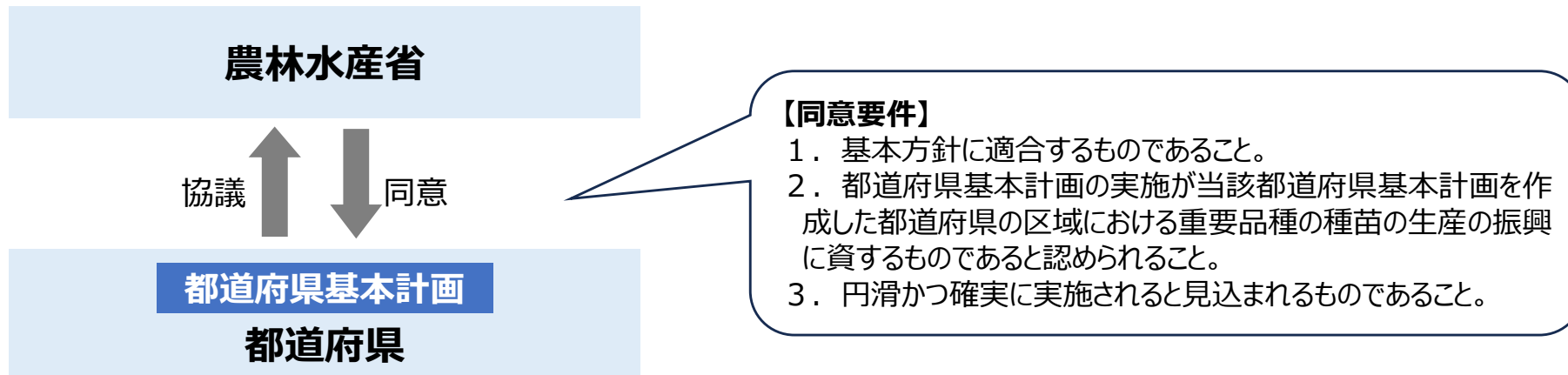


乾燥調製施設

農地転用ワンストップのフロー（指定市町村の区域外の農地）



※ 重要品種種苗生産事業活動計画に、従来の農地転用手続きと同等の記載事項を記すことで、手続きの一元化が可能。



【都道府県基本計画の主な記載事項】

①重要品種種苗生産事業活動の促進に取り組む重要品種の名称

（例）水稻（●●●、▲▲▲）、たまねぎ（◆◆◆）・・・

②重要品種の種苗の効率的な生産の振興に関する目標

5年間を目途として期間を定め、重要品種の種苗の効率的な生産に関する目標として、その種苗の広域の普及を図ることに資するよう、単位面積当たりの種苗の生産量の向上、種苗の生産に係る労働時間の低減等を定める。

③重要品種種苗生産事業活動の内容

②で定める目標の達成への寄与、地域における種苗の生産及び種苗の生産を取り巻く周辺の状況を勘案し、重要品種種苗生産事業活動の促進に向けた方針を定める。

④実施区域

市町村、農業集落、大字、学区、旧行政区域の単位等、自然的及び社会的諸条件からみて一定のまとまりを有する区域を基本とする。

⑤実施区域においてその種苗の効率的な生産の振興を図る重要品種の名称

①で定める重要品種の中から、④で定める実施区域において種苗の効率的な生産の振興を図る重要品種の名称を定める。

⑥実施区域における重要品種の種苗の良好な生産団地の形成

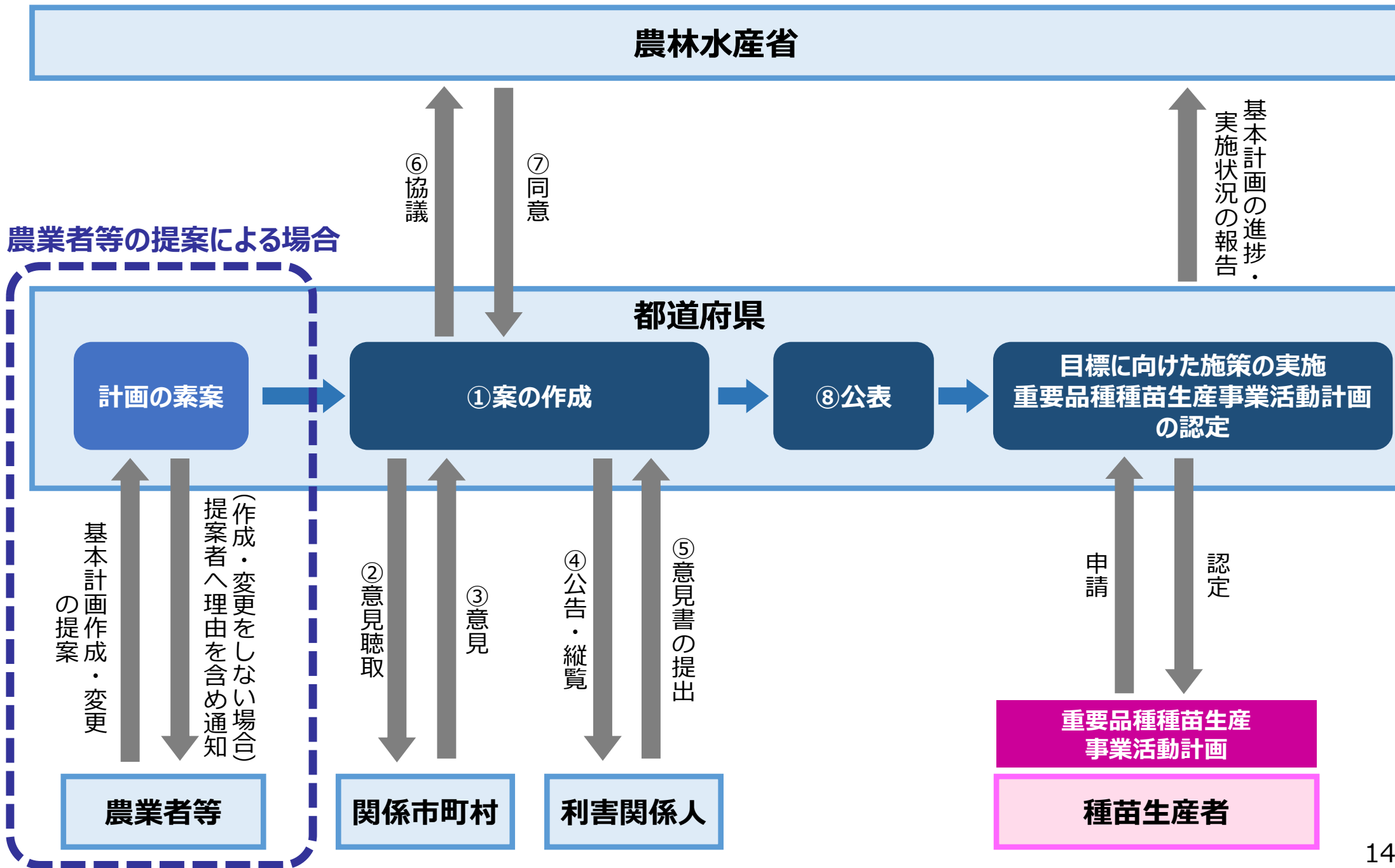
実施区域において推進する栽培の管理等に関する事項について定める。また、法第20条第1項に規定する栽培管理協定の意義や締結に当たっての留意事項等について定めるよう努める。

⑦生産された種苗を広域に普及させるための措置

他の都道府県への重要品種の種苗の円滑な供給に向けた連携に関する措置について定める。

⑧その他重要品種種苗生産事業活動の促進に関する事項

関係者との相互連携や合意形成への配慮、技術指導の実施、知的財産の保護に関する取組等について定めることが望ましい。



都道府県基本計画の策定に向けた情報の提供

※基本方針（案）を基に作成
施行までに変更の可能性があります

- 都道府県基本計画の作成・実施に資するため、法第14条に基づき、**重要品種育成事業計画で育成された品種及び重要品種の要件を満たす既存品種について、都道府県へ情報提供**を行う。

【情報提供の対象となる品種】

①重要品種育成事業計画で育成された品種

- ・ 本法に基づき育成され、品種登録出願された品種について、出願公表時及び品種登録時に情報提供

+

②重要品種の要件を満たす既存品種

- ・ 基本方針第1の2に掲げる重要品種の要件を満たす既存品種について情報提供
- ※ 農研機構が育成した品種をはじめとして、要件を満たす品種をリスト化

【情報提供の主な内容】

品目及び用途、品種名、普及対象地域、品種の特性、栽培上の注意事項 等

【留意点】

- ・ 国からの情報提供を踏まえて、各都道府県が基本計画において重要品種を設定。
（要件に合致していれば、情報提供された品種以外も設定可能。）
- ・ 都道府県基本計画に位置付けられた重要品種が、重要品種種苗生産事業活動計画の対象品種となる。

重要品種種苗生産事業活動計画のスキーム

※基本方針（案）を基に作成
施行までに変更の可能性があります

都道府県

都道府県基本計画

申請 ↑ ↓ 認定

種苗生産者

（農業者、農業団体、民間企業等）

【認定要件】（基本方針で規定）

- ① 都道府県基本計画の中で、都道府県が定める実施区域において種苗の効率的な生産の振興を図る重要品種として定められた品種を生産するものであること。
また、都道府県基本計画の内容と合致するとともに、都道府県基本計画に定める目標の達成に資するものであること。
- ② 事業が確実に継続して行われるものであること。
- ③ 重要品種の種苗の生産に当たって品種の流出防止に関する取組が確実に図られていること。

【記載事項】（項目は条文で規定 詳細は基本方針や要領で規定）

- ① **重要品種種苗生産事業活動の目標** ＜基本方針第3の2(1)＞
 - ・ **重要品種の種苗の効率的な生産に関する目標**として、**単位面積当たりの種苗の生産量の向上、種苗の生産に係る労働時間の低減等**を設定。（都道府県基本計画に定められた目標から選び、定量的な目標数値を設定。）
- ② **重要品種種苗生産事業活動の内容** ＜基本方針第3の2(2)①＞
 - ・ 都道府県基本計画の中で定められた**実施区域において、重要品種として定められた品種の種苗を生産する**ものであること。
 - ・ **都道府県基本計画の内容に整合的**なものであること。
 - ・ **実施期間中に継続して行われる**ものであること。
- ③ **重要品種種苗生産事業活動の実施期間** ＜基本方針第3の2(2)②＞
 - ・ 実施期間は**5年間を目途に設定**。ただし、生産する品目に照らして事業の実施に相当な期間を要すると都道府県が認める場合には、**5年を超える期間でも設定可能**。
- ④ **重要品種種苗生産事業活動の実施体制** ＜基本方針第3の2(3)＞
 - ・ 種苗生産を行う農業者や民間種苗団体等が申請可能。
 - ・ 国内の農業者、実需者の需要、意見等を踏まえる必要があること、国内で利用可能な重要品種の種苗の生産に継続的かつ効果的に取り組む必要があることから**重要品種種苗生産事業活動の実施に係る拠点を本邦に有している**こと。
- ⑤ **その他の事項** ＜基本方針第3の2(4)＞
 - ・ 特に、種苗の効率的な生産のために、以下の取組を行うことが望ましい。
 - (i) **種苗生産ほ場の集団化等に向けた取組**
 - ・ 農地の分散解消等により作業を効率化を図るための農地の集団化
（農業経営基盤強化促進法の特例により、地域計画の協議の場へ参加することが可能）
 - (ii) **品種の交雑防止に向けた取組**
 - ・ 種苗の品質向上のため、栽培品種や栽培管理方法等の調整（ゾーニング）による交雑防止
（協定の締結と市町村長の認可により、農地の継承者に協定の効力が維持）

基本方針（案）の概要

※基本方針（案）を基に作成
施行までに変更の可能性があります

第一 重要品種の育成及びその種苗の生産の振興による重要品種の種苗の普及の意義に関する事項

＜重要品種の種苗の普及の意義＞

近年の我が国の農業をめぐる情勢の変化に対応するためには、これに対応する形質に係る特性を有し需要に的確に対応した品種の育成や、その種苗の効率的な生産が不可欠。

＜重要品種に関する基本的な事項＞

重要品種は、①省力化や多収化等に資する形質に係る特性を有し、②二以上の都道府県への供給を制限せず広域に普及可能であり、③品種登録を受けたものとする。

第二 重要品種育成事業の促進に関する事項

＜重要品種育成事業の促進の意義及び目標＞

- 重要品種の利用までを見据え、品種育成機関が連携して実需者ニーズに沿った品種育成を進める必要があることから、重要品種育成事業を促進。
- 令和12年度までに、認定重要品種育成事業者により35の品種が育成されることとする。

＜重要品種育成事業の実施に関する基本的な事項＞

【重要品種育成事業計画の主な記載事項】

- 重要品種育成事業の目標
- 育成をする品種に保持させようとする形質に係る特性
- 育成をする品種の種苗を広域に普及させることを可能とするための措置
- 重要品種育成事業による品種の育成から品種登録出願までの行程及び実施期間
- 重要品種育成事業の実施体制

＜重要品種育成事業に係る国、研究機関、地方公共団体及び地方独立行政法人の試験研究機関、大学、民間企業その他の関係者間における連携及び協力に関する基本的な事項＞

国は、関係者間の連携及び協力が促進されるよう支援に努めるものとし、品種育成機関は、それぞれの強みを生かしながら、実需者等の意見を反映し、事業を行うこととする。

第三 重要品種種苗生産事業活動の促進に関する事項

＜重要品種種苗生産事業活動の促進の意義及び目標＞

- 重要品種の種苗を効率的に生産し広域に普及させるため、良好な生産団地の形成や農地の集団化等に取り組む必要があることから、重要品種種苗生産事業活動を促進。
- 令和12年度までに、認定重要品種種苗生産事業活動実施者により35の重要品種の種苗生産が実施されることとする。

第三 重要品種種苗生産事業活動の促進に関する事項（続き）

＜重要品種種苗生産事業活動の実施に関する基本的な事項＞

【重要品種種苗生産事業活動計画の主な記載事項】

- 重要品種種苗生産事業活動の目標
- 重要品種種苗生産事業活動の内容
- 重要品種種苗生産事業活動の実施期間
- 重要品種種苗生産事業活動の実施体制
- その他、種苗生産ほ場の集団化等や品種の交雑防止に向けた取組を行うことが望ましい。

＜重要品種種苗生産事業活動に係る国、地方公共団体、重要品種種苗生産事業活動を行う者その他の関係者間における連携及び協力に関する基本的な事項＞

国は、関係者間の連携及び協力が促進されるよう支援に努めるものとし、地方公共団体は、地域の実態を踏まえて必要な施策を講じ、関係者は、技術指導や流通等において連携及び協力を図り、事業を行うこととする。

第四 都道府県基本計画の作成に関する基本的な事項

＜都道府県基本計画の主な内容＞

- 重要品種種苗生産事業活動の促進に取り組む重要品種の名称
- 重要品種の種苗の効率的な生産の振興に関する目標
- 重要品種種苗生産事業活動の内容
- 実施区域
- 実施区域においてその種苗の効率的な生産の振興を図る重要品種の名称及びその種苗の良好な生産団地の形成
- 生産された種苗を広域に普及させるための措置
- その他、関係者との相互連携と合意形成を促す取組や、人材の確保に関する事項、知的財産の保護に関する取組について定めることが望ましい。

＜都道府県基本計画の策定に向けた都道府県に対する情報の提供＞

国は、都道府県に対して、都道府県基本計画の作成及び実施に資するため、育成された重要品種に関する情報や他の都道府県基本計画に関する情報等を提供する。

第五 重要品種育成事業及び重要品種種苗生産事業活動の促進に関するその他重要事項

国は、以下の事項に留意して施策を総合的に推進する。

- スマート育種支援システム等の先端技術の活用を進める。
- 研究機関を中心とした産官学連携の強化を図る。
- 品種育成に向けた人材の育成や、種苗生産者の確保に努める。
- 重要品種や基盤技術等に関する知的財産の保護等の取組を推進する。
- 国際機関等との連携により、重要品種の適正な利用や国外の知見の導入等を図る。
- 関連する予算事業上の措置を講ずるよう努める。
- 関連施策との連携を強化し、その効果が多面的に波及するよう取り組む。

重要品種育成事業及び重要品種種苗生産事業活動の促進に関する目標

【基本方針第2の1(2)、第3の1(2)関係】

- 本法律は、重要品種の育成及びその種苗の生産を振興し、重要品種の種苗の普及を図ることを目的としているため、重要品種育成事業および重要品種種苗生産事業活動の促進に関する目標を設定する。

食料・農業・農村基本計画（令和7年4月11日閣議決定）

2 目標並びに食料、農業及び農村に関する施策のKPI一覧（※目標年度は令和12年度）

（1）我が国の食料供給

・ 多収化や高温耐性などに資する品種の育成 35品種（純増）

本法は、食料・農業・農村基本計画に位置付けられた施策を具体化したものとして立案されたことを踏まえ、目標を設定

【重要品種育成事業の促進の目標】＜基本方針 第2の1(2)＞

令和12年度までに認定重要品種育成事業者により、35の品種が育成されることとする。



認定重要品種育成事業者により育成された品種を含む、重要品種に該当する品種の種苗の広域への普及が必要

【重要品種種苗生産事業活動の促進の目標】＜基本方針 第3の1(2)＞

令和12年度までに認定重要品種種苗生産事業活動実施者により、35の重要品種についてその種苗の生産が実施されることとする。

重要品種育成事業及び重要品種種苗生産事業活動の促進に関するその他重要事項

【基本方針第5 関係】

先端技術の活用

- 品種育成の迅速化・効率化に向けて、現在国で構築を進めている「**スマート育種支援システム**」の活用を図る。
- これらを始めとする先端技術は、**消費者等に対して情報の提供を適切に行いつつ、社会課題の解決に有用な分野で活用を進める。**



人材の育成及び確保

- 重要品種の育成に必要な知識や技術の習得に向けて、**品種育成に関する試験研究の指導や技術習得に向けた講習等**を実施。
- 新たに種苗の生産に取り組む者が経験者等からサポートを受けられる体制の整備等を行い、種苗生産者の確保に努める。

知的財産の保護

【国の取組】

- 知的財産に関する戦略や方針等の改訂を進め、**重要品種や基盤技術等に関する知的財産の保護**の取組を推進。
- 海外における品種登録出願や海外ライセンスの推進等、**品種の保護・活用のための環境整備**に取り組む。

【認定事業者の取組】

- 品種登録の実施**のほか、認定種苗生産事業者、農業者、実需者は、利用する**重要品種の種苗管理の徹底や、重要品種の保護**に必要な事項に取り組む。

農研機構を中心とした産官学連携の強化

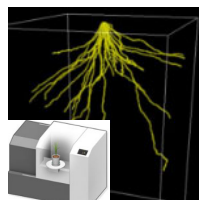
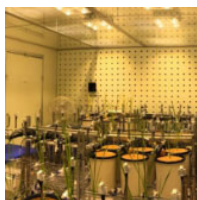
- 農研機構と他の品種育成機関の連携に向けた取組を推進するとともに、農研機構が有する研究開発設備等の供用等を通じた**技術的支援**を実施。

人工気象室



- 様々な環境条件を再現・実現し、高温耐性の検定等が可能

栽培室・計測室



- ポット毎の土壌環境の制御や、X線CTを用いた地下部の非破壊計測が可能

農研機構が有する研究開発設備の例

国際的な連携の確保

- 国際機関と共同**して、品種育成に関する試験研究、品種育成に資する遺伝資源の収集・保存、これらを担う研究者の養成やその成果の普及及び活用を図る。

関係する予算事業上の措置等

- 認定事業者に対する優先採択等の優遇措置等を講ずるよう努めるほか、関連施策との連携を強化する。

今後のスケジュール

- 重要品種の育成やその種苗の生産の振興に向けた取組を早急に実行するため、**令和8年12月1日の法律の施行**を予定。
- 計画制度の運用に必要な基本方針について、現場への説明会を通じて、農業者や関係団体、事業者、地方公共団体など幅広い関係者の意見を伺いながら、その内容の検討を進める。

令和8年7月

① 法律の公布（7月24日）

- ・基本方針の審議会への諮問
- ・基本方針パブコメ
- ・審議会の答申

・ブロック別説明会（9月～）

12月～

② 法律の施行（12月1日）（予定）

③ 国の基本方針公表

施行令・施行規則・事務取扱要領・申請書様式等も併せて公表

重要品種育成事業計画
認定受付開始

都道府県基本計画
同意協議受付開始

（都道府県基本計画策定後）

（都道府県）
重要品種種苗生産事業活動計画
認定受付開始

【「重要品種」関連】

※基本方針（案）を基に作成
施行までに変更の可能性があります

Q 1. 重要品種について、品目の限定はありますか。

A 1. 農産物全般を対象としており、要件に該当すれば品目の限定なく対象になります。

Q 2. 重要品種はどのような形質に係る特性を保持しているものが対象になりますか。

A 2. 次の①～④のうち、1以上の形質に係る特性を保持しているものが対象になります。

- ① 播種、栽培管理、収穫等における機械作業適性、直播適性、単為結果性等の省力化に資する形質に係る特性
- ② 単収の増加又は高位安定化、加工における歩留まりの向上等の多収化に資する形質に係る特性
- ③ 高温耐性、病害虫抵抗性等の気候変動等に起因する植物の生育への影響を緩和する形質に係る特性
- ④ その他農業をめぐる情勢の変化に対応する形質に係る特性

Q 3. 「その他農業をめぐる情勢の変化に対応する形質に係る特性」とは、何が想定されますか。

A 3. 例えば、施肥量低減に資する低肥料要求性や、輸出を見据えた輸送適性や日持ち性などが挙げられます。このほか、農業をめぐる情勢の変化を踏まえ、その解決に資する形質を有するものは該当することとしますが、詳細は、今後要領や手引き等でお示します。

Q 4. 重要品種の要件（法第2条第1項）のうち、「広域に普及することが可能」について、どのように判断されますか。

A 4. 育成者権者や商標権等の許諾、販売に係る契約、種苗の秘匿その他の手段により、

- ① 二以上の都道府県の区域への種苗の供給 又は
- ② 二以上の都道府県の区域におけるその種苗を用いることにより得られる収穫物の生産等を制限しないことをもって、「広域に普及することが可能」とすることで検討しています。

【重要品種育成事業計画（育成事業計画）関連】

※基本方針（案）を基に作成
施行までに変更の可能性があります

Q 5. 育成事業計画で定める「重要品種育成事業の目標」（法第6条第2項第1号）について、どのような目標を定めることを想定していますか。

A 5. 本事業で育成をする品種を普及させようとする地域・面積について、目標設定していただく方向で検討しています。例えば、置換えが可能な現行品種の普及地域・面積や、新たに普及させようとする産地の栽培面積等から推定し、記載することを想定しています。

Q 6. 既に品種育成に着手している場合でも申請できますか。

A 6. 品種登録出願までを事業実施期間としており、既に品種育成に着手している場合（有望系統の選抜や評価段階など、ある程度、品種育成が進んでいる段階）でも、出願前であれば対象となります。

Q 7. 本法律によって、農研機構や都道府県の研究施設のほか、優良な遺伝資源や栽培データ等が民間企業に明け渡されてしまうのではないか。

A 7. 法第9条において、農研機構の研究開発設備等の供用（農研機構の業務に支障が生じない範囲）について規定していますが、農研機構からの遺伝資源等の提供、都道府県の有する施設・設備の供用や遺伝資源等の提供に関する規定はなく、事実誤認です。

Q 8. 品種の利用に関わる農業者や実需者からの実用性に関する評価について、具体的にどのようなことを定めればよいですか。

A 8. 農家ほ場における現地実証や実需者による加工適性評価等の取組を想定しています。計画書には、実証地域や方法、試験の関係者等を記載いただくことを想定しています。

【都道府県基本計画・重要品種種苗生産事業活動計画関連】

※基本方針（案）を基に作成
施行までに変更の可能性があります

Q 9. 都道府県基本計画で位置付ける重要品種について、本法に基づき育成した品種ではない、既存品種を位置付けることは可能ですか。

A 9. 法律や国が定める基本方針等に定める要件に合致していれば、既存品種を位置付けることは可能です。なお、基本計画の国への協議に際して、位置付ける品種が重要品種に該当しているかについて確認します。

Q 10. 都道府県基本計画の作成に当たって、国からの重要品種に関してどのような情報提供（法第14条）が行われますか。

A 10. 重要品種育成事業計画で育成された品種及び重要品種の要件を満たす既存品種について、情報提供を行います。なお、情報提供された品種以外でも、要件に合致していれば重要品種として設定可能です。

Q 11. 都道府県基本計画で定める「種苗の効率的な生産の振興に関する目標」（法第12条第2項第1号）について、どのような目標を定めることを想定していますか。

A 11. 単位面積当たりの種苗の生産量の向上、種苗生産に係る労働時間の低減等、各地域で把握可能な任意の指標を用いて定めていただく方向で検討しています。種苗生産者が設定する重要品種種苗生産事業活動計画の目標は、都道府県基本計画で定めた目標から選択されますので、各品目の実態に合ったものを設定してください。

Q 12. 都道府県基本計画が定められていない場合、重要品種種苗生産事業活動計画は認定できないのですか。

A 12. 重要品種種苗生産事業活動計画は、都道府県基本計画がなければ策定することができません。

なお、都道府県基本計画が作成されていない場合や、都道府県基本計画で定める実施区域に含まれていない場合は、重要品種種苗生産事業活動を行おうとする者は、法第12条第7項の規定により、都道府県に基本計画の作成または変更を提案することができます。